

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 8 月29日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第80号

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農林事務所管理規則（昭和40年佐賀県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
(名称、位置および所管区域)			(名称、位置および所管区域)		
第2条 事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
佐賀中部農林事務所	佐賀市	佐賀市、多久市、小城市、 <u>神崎市</u> 、 <u>神埼郡</u>	佐賀中部農林事務所	佐賀市	佐賀市、多久市、小城市
鳥栖農林事務所	鳥栖市	鳥栖市、三養基郡	東部農林事務所	<u>神崎市</u>	鳥栖市、 <u>神崎市</u> 、 <u>神埼郡</u> 、三養基郡
略			略		
<u>武雄農林事務所</u>	<u>武雄市</u>	<u>武雄市</u> 、 <u>杵島郡</u>	<u>杵藤農林事務所</u>	<u>鹿島市</u>	<u>武雄市</u> 、 <u>鹿島市</u> 、 <u>嬉野市</u> 、 <u>杵島郡</u> 、 <u>藤津郡</u>
<u>鹿島農林事務所</u>	<u>鹿島市</u>	<u>鹿島市</u> 、 <u>嬉野市</u> 、 <u>藤津郡</u>			
(組織)			(組織)		
第3条 次の表の左欄に掲げる事務所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。			第3条 次の表の左欄に掲げる事務所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課及び地域農業改良普及センター(以下「センター」という。)を置く。		
事務所	課		事務所	課及びセンター	
佐賀中部農林事務所	略		佐賀中部農林事務所	略	
	農地整備第二課			農地整備第二課	
				佐城農業改良普及センター	

改正前		改正後	
鳥栖農林事務所	略	東部農林事務所	略
	農村農地課		農村環境第一課
唐津農林事務所	略	唐津農林事務所	農村環境第二課
	農村環境課		三神農業改良普及センター
伊万里農林事務所	略	伊万里農林事務所	略
	農村農地課		農村環境課
武雄農林事務所	総務課	杵藤農林事務所	東松浦農業改良普及センター
	農政課		略
	林務課		農村農地課
	農村環境課		西松浦農業改良普及センター
	地盤沈下対策課		総務課
鹿島農林事務所	総務課	杵藤農林事務所	農政第一課
	農政課		農政第二課
	林務課		林務第一課
	農村農地課		林務第二課
			農村環境第一課
			農村環境第二課
			地盤沈下対策課
			杵島農業改良普及センター
			藤津農業改良普及センター

(分掌事務)

第4条 総務課、農政課及び林務課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(分掌事務)

第4条 総務課、農政課、林務課、農村環境課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

改正前	改正後
<p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 地域農業改良普及センター（佐城農業改良普及センターを除く。）の庶務及び出納事務に関すること。</u></p> <p><u>(7)～(10)の2</u> 略</p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>(15) 海岸保全区域（農林水産省農村振興局及び水産庁所管の部分に限る。第9条第1項第12号の6及び第13号において同じ。）の管理に関すること（<u>鳥栖農林事務所</u>を除く。）。</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 農林事務所がその内に在る総合庁舎（以下この号及び次号において「庁舎」という。）、庁舎の敷地及び庁舎の敷地内の構築物、共用施設（共用備品を含む。）、樹木等の取締り及び維持管理に関すること（<u>鳥栖、伊万里及び鹿島の各農林事務所</u>に限る。次号から第20号までにおいて同じ。）。</p> <p>(18)～(22) 略</p> <p>農政課・林務課 略</p>	<p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)～(10)</u> 略</p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>(15) 海岸保全区域（農林水産省農村振興局及び水産庁所管の部分に限る。第9条第1項第12号の6及び第13号において同じ。）の管理に関すること（<u>東部農林事務所</u>を除く。）。</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 農林事務所がその内に在る総合庁舎（以下この号及び次号において「庁舎」という。）、庁舎の敷地及び庁舎の敷地内の構築物、共用施設（共用備品を含む。）、樹木等の取締り及び維持管理に関すること（<u>伊万里農林事務所</u>に限る。次号から第20号までにおいて同じ。）。</p> <p>(18)～(22) 略</p> <p>農政課・林務課 略</p> <p><u>農村環境課</u></p> <p><u>(1) 農業農村整備事業の調査及び計画に関すること。</u></p> <p><u>(2) 団体営事業の指導に関すること。</u></p> <p><u>(3) 農業農村整備事業の融資に関すること。</u></p> <p><u>(4) 農業農村整備事業関係団体の育成指導に関すること。</u></p> <p><u>(5) 地域農業推進事業の土地基盤整備に関すること。</u></p> <p><u>(6) 経営構造対策事業の土地基盤整備に関すること。</u></p> <p><u>(7) 嘉瀬川ダム関連富士町振興計画に関すること（佐賀中部農林事務所に限る。）。</u></p>

改正前	改正後
	<p>(8) <u>地域水田農業支援排水対策特別事業に関すること。</u></p> <p>(9) <u>県営中山間地域総合整備事業に関すること。</u></p> <p>(10) <u>県営水環境整備事業に関すること。</u></p> <p>(11) <u>県営農道整備事業に関すること。</u></p> <p>(12) <u>県営土地改良総合整備事業に関すること。</u></p> <p>(13) <u>県営畑地帯総合整備事業に関すること。</u></p> <p>(14) <u>県営かんがい排水事業に関すること（佐賀中部農林事務所を除く。）。</u></p> <p>(15) <u>県営圃場整備に関すること（佐賀中部農林事務所を除く。）。</u></p> <p>(16) <u>農林水産省農村振興局及び水産庁所管に係る海岸保全事業に関すること。</u></p> <p>(17) <u>農地・農業用施設の防災及び災害復旧事業に関すること。</u></p> <p>(18) <u>防災ダムに関すること（唐津農林事務所を除く。）。</u></p> <p>(19) <u>県営ため池等整備事業に関すること。</u></p> <p>(20) <u>特定鉱害復旧事業に関すること。</u></p> <p>(21) <u>県管理漁港における施設の整備、維持及び修繕並びに災害復旧に関すること</u></p> <p>(22) <u>国営上場土地改良事業の調査推進に関すること（唐津農林事務所に限る。）。</u></p> <p>(23) <u>その他農業農村整備に関すること。</u></p> <p><u>センター</u></p> <p>(1) <u>農業に関する普及指導の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>地域農業及び農村の振興に係る技術及び知識の普及指導に関すること。</u></p> <p>(3) <u>農業経営又は農村生活の改善に係る技術及び知識の普及指</u></p>

改正前	改正後
<p>2 <u>佐賀中部農林事務所、唐津農林事務所及び武雄農林事務所の農村環境課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 農業農村整備事業の調査及び計画に関すること。</u></p> <p><u>(2) 団体営事業の指導に関すること。</u></p> <p><u>(3) 農業農村整備事業の融資に関すること。</u></p> <p><u>(4) 農業農村整備事業関係団体の育成指導に関すること。</u></p> <p><u>(5) 地域農業推進事業の土地基盤整備に関すること。</u></p> <p><u>(6) 経営構造対策事業の土地基盤整備に関すること。</u></p> <p><u>(7) 嘉瀬川ダム関連富士町振興計画に関すること（佐賀中部農林事務所に限る。）。</u></p> <p><u>(8) 地域水田農業支援排水対策特別事業に関すること。</u></p> <p><u>(9) 県営中山間地域総合整備事業に関すること。</u></p> <p><u>(10) 県営水環境整備事業に関すること。</u></p> <p><u>(11) 県営農道整備事業に関すること。</u></p> <p><u>(12) 県営土地改良総合整備事業に関すること。</u></p> <p><u>(13) 県営畑地帯総合整備事業に関すること。</u></p> <p><u>(14) 県営かんがい排水事業に関すること（佐賀中部農林事務所を除く。）。</u></p> <p><u>(15) 県営圃場整備に関すること（唐津農林事務所に限る。）。</u></p> <p><u>(16) 農林水産省農村振興局及び水産庁所管に係る海岸保全事業</u></p>	<p><u>導に関すること。</u></p> <p><u>(4) 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関すること。</u></p> <p><u>(5) 農業情報の収集、整理及び提供に関すること。</u></p> <p><u>(6) その他農業に関する普及指導に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>に関すること。</u></p> <p><u>(17) 農地・農業用施設の防災及び災害復旧事業に関すること。</u></p> <p><u>(18) 防災ダムに関すること(唐津農林事務所を除く。)</u></p> <p><u>(18)の2 県営ため池等整備事業に関すること。</u></p> <p><u>(19) 特定鉱害復旧事業に関すること。</u></p> <p><u>(19)の2 県管理漁港における施設の整備、維持及び修繕並びに災害復旧に関すること(武雄農林事務所を除く。)</u></p> <p><u>(19)の3 国営上場土地改良事業の調査推進に関すること(唐津農林事務所に限る。)</u></p> <p><u>(20) その他農業農村整備に関すること。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>鳥栖農林事務所、伊万里農林事務所及び鹿島農林事務所の農村農地課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p>	<p>2 略</p> <p>3 <u>東部農林事務所の農村環境第一課及び農村環境第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>農村環境第一課</u></p> <p><u>(1) 第1項の農村環境課の第1号から第6号まで、第8号から第12号まで、第14号、第15号、第17号から第19号まで及び第23号に掲げる事務(鳥栖市及び三養基郡における事務に限る。)</u></p> <p><u>(2) 国営・水資源機構営筑後川下流土地改良事業の調査推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) 国営総合農地防災事業の調査推進に関すること。</u></p> <p><u>農村環境第二課</u></p> <p><u>第1項の農村環境課の第1号から第6号まで、第8号から第12号まで、第14号、第15号、第17号から第19号まで及び第23号に掲げる事務(神崎市及び神埼郡における事務に限る。)</u></p> <p>4 伊万里農林事務所の農村農地課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>

改正前	改正後
<p>(1) <u>農業農村整備事業の調査及び計画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>団体営事業の指導に関すること。</u></p> <p>(3) <u>農業農村整備事業の融資に関すること。</u></p> <p>(4) <u>農業農村整備事業関係団体の育成指導に関すること。</u></p> <p>(5) <u>地域農業推進事業の土地基盤整備に関すること。</u></p> <p>(6) <u>経営構造対策事業の土地基盤整備に関すること。</u></p> <p>(7) <u>県営かんがい排水事業に関すること。</u></p> <p>(8) <u>県営農道整備事業に関すること。</u></p> <p>(9) <u>農地・農業用施設の防災及び災害復旧事業に関すること。</u></p> <p>(10) <u>防災ダムに関すること。</u></p> <p>(11) <u>県営圃場整備事業に関すること。</u></p> <p>(12) <u>国営・水資源機構営筑後川下流土地改良事業の調査推進に関すること(鳥栖農林事務所に限る。)</u></p> <p>(12)の2 <u>国営総合農地防災事業の調査推進に関すること(鳥栖農林事務所に限る。)</u></p> <p>(13) <u>県営ため池等整備事業に関すること。</u></p> <p>(14) <u>地域水田農業支援排水対策特別事業に関すること。</u></p> <p>(15) <u>県営土地改良総合整備事業に関すること。</u></p> <p>(16) <u>農林水産省農村振興局及び水産庁所管に係る海岸保全事業に関すること(鳥栖農林事務所を除く。)</u></p> <p>(17) <u>県営中山間地域総合整備事業に関すること。</u></p> <p>(18) <u>県営水環境整備事業に関すること。</u></p> <p>(19) <u>特定鉞害復旧事業に関すること(鳥栖農林事務所を除く。)</u></p>	<p>(1) <u>第1項の農村環境課の第1号から第6号まで、第8号から第12号まで、第14号から第20号まで及び第23号に掲げる事務に関すること。</u></p> <p>(2) <u>国営総合農地開発事業の調査推進に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(20) 国営総合農地開発事業（伊万里地区）の調査推進に関する</u> <u>こと（伊万里農林事務所に限る。）。</u></p> <p><u>(21) その他農業農村整備に関すること。</u></p>	<p><u>5 杵藤農林事務所の農政第一課及び農政第二課の分掌事務は、次</u> <u>のとおりとする。</u></p> <p><u>農政第一課</u></p> <p><u>第1項の農政課の分掌事務に掲げる事務（武雄市及び杵島郡に</u> <u>おける事務に限る。）に関すること。</u></p> <p><u>農政第二課</u></p> <p><u>第1項の農政課の分掌事務に掲げる事務（鹿島市、嬉野市及び</u> <u>藤津郡における事務に限る。）に関すること。</u></p> <p><u>6 杵藤農林事務所の林務第一課及び林務第二課の分掌事務は、次</u> <u>のとおりとする。</u></p> <p><u>林務第一課</u></p> <p><u>第1項の林務課の分掌事務に掲げる事務（武雄市及び杵島郡に</u> <u>おける事務に限る。）に関すること。</u></p> <p><u>林務第二課</u></p> <p><u>第1項の林務課の分掌事務に掲げる事務（鹿島市、嬉野市及び</u> <u>藤津郡における事務に限る。）に関すること。</u></p> <p><u>7 杵藤農林事務所の農村環境第一課及び農村環境第二課の分掌事</u> <u>務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>農村環境第一課</u></p> <p><u>第1項の農村環境課の第1号から第6号まで、第8号から第12</u> <u>号まで、第14号から第20号まで及び第23号に掲げる事務（武雄市</u> <u>及び杵島郡における事務に限る。）に関すること。</u></p> <p><u>農村環境第二課</u></p>



改正前	改正後
<p>5 <u>武雄農林事務所</u>の地盤沈下対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(職制)</p> <p>第6条 事務所に所長及び副所長、課に課長を置く。</p> <p>2 課に係長を置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2・3</u> 略</p> <p>4 係長は、上司の命を受けて、<u>その課の事務の一部</u>を処理する。</p> <p>5 略</p> <p>(職務の代行)</p> <p>第8条 所長不在のときは、副所長がその職務を代行する。</p>	<p><u>第1項の農村環境課の第1号から第6号まで、第8号から第12号まで、第14号から第20号まで及び第23号に掲げる事務(鹿島市、嬉野市及び藤津郡における事務に限る。)</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>8 <u>杵藤農林事務所</u>の地盤沈下対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(職制)</p> <p>第6条 事務所に所長及び副所長、課に課長、<u>センターにセンター長及び副センター長</u>を置く。</p> <p>2 <u>課及びセンター</u>に係長を置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>杵藤農林事務所に農林調整監を置くことができる。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>農林調整監は、上司の命を受けて、農林事務所の分掌事務の一部を掌理する。</u></p> <p><u>3・4</u> 略</p> <p>5 <u>センター長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理する。</u></p> <p>6 <u>副センター長は、センター長を補佐し、センターの事務を整理する。</u></p> <p>7 係長は、上司の命を受けて、<u>その課又はセンターの事務の一部</u>を処理する。</p> <p>8 略</p> <p>(職務の代行)</p> <p>第8条 所長不在のときは、副所長がその職務を代行する。<u>ただし、</u></p>

改正前	改正後
<p>2 所長及び副所長がともに不在のときは、総務課長が所長の職務を代行する。</p> <p>3 略 (所長の専決事項)</p> <p>第9条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(12)の5 略</p> <p>(12)の6 海岸保全区域に関する調査、測量及び工事のための土地の立入り及び一時使用に関すること(鳥栖農林事務所を除く。)</p> <p>(12)の7 略</p> <p>(13) 海岸保全区域の占用及び同区域内における制限行為の許可に関すること(鳥栖農林事務所を除く。)</p> <p>(13)の2～(34) 略</p> <p>2 副所長、課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p><u>センターの事務については、センター長がその職務を代行する。</u></p> <p>2 所長及び副所長がともに不在のときは、<u>センターの事務を除き、総務課長が所長の職務を代行する。</u></p> <p>3 <u>所長及びセンター長がともに不在のときは、センターの事務については、副センター長が所長の職務を代行する。</u></p> <p>4 略 (所長の専決事項)</p> <p>第9条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(12)の5 略</p> <p>(12)の6 海岸保全区域に関する調査、測量及び工事のための土地の立入り及び一時使用に関すること(東部農林事務所を除く。)</p> <p>(12)の7 略</p> <p>(13) 海岸保全区域の占用及び同区域内における制限行為の許可に関すること(東部農林事務所を除く。)</p> <p>(13)の2～(34) 略</p> <p>2 <u>農林調整監、副所長、課長及び課の係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</u></p> <p>3 略 (<u>センター長の専決事項等</u>)</p> <p><u>第9条の2 センター長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項について専決処理することができる。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項第1号から第4号の2までに掲げる事項に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>第10条 所長は、非常災害に際しては直ちに臨機の処置をとるとともに、その状況を遅滞なく知事に報告しなければならない。</p>	<p>(2) <u>佐賀県庁舎管理規則（平成18年佐賀県規則第55号）に定める庁舎管理者の職務に関すること（佐城農業改良普及センター、三神農業改良普及センター及び杵島農業改良普及センターに限る。）。</u></p> <p>(3) <u>農林漁業普及指導手当の支給に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第20号）第5条の規定による実績簿に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他軽易な事項に関すること。</u></p> <p>2 <u>副センター長及びセンターの係長は、センター長が専決することができる事務のうち、センター長が定めるものを専決することができる。</u></p> <p>3 <u>センター長が専決することができる事務その他センター長の権限に属する事務について、センター長が不在のときは、副センター長がその事務を代決することができる。</u></p> <p>4 <u>センター長は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、所長に報告しなければならない。</u>  <u>（非常災害の場合の措置）</u></p> <p>第10条 所長（<u>佐城農業改良普及センター、三神農業改良普及センター及び杵島農業改良普及センターにあっては、センター長</u>）は、非常災害に際しては直ちに臨機の処置をとるとともに、その状況を遅滞なく知事に報告しなければならない。</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年9月1日から施行する。

（佐賀県庁舎管理規則の一部改正）

2 佐賀県庁舎管理規則（平成18年佐賀県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
庁舎の区分	庁舎管理者	庁舎の区分	庁舎管理者
略		略	
鳥栖総合庁舎	<u>鳥栖農林事務所長</u>	鳥栖総合庁舎	<u>東部土木事務所長</u>
伊万里総合庁舎	伊万里農林事務所長	伊万里総合庁舎	伊万里農林事務所長
<u>鹿島総合庁舎</u>	<u>鹿島農林事務所長</u>		
その他の現地機関の庁舎	当該現地機関の長	その他の現地機関の庁舎	当該現地機関の長